

議案第 23 号

松阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松阪市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松阪市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 条中「平成 32 年 3 月 31 日までの間」を「令和 5 年 3 月 31 日までの間」に、「（平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」を「（令和 5 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。